

<応募する際の留意点>

令和9年度 大阪市市民活動推進助成事業（特定事業支援型）に係る 寄附金の募集について

※「令和9年度大阪市市民活動推進助成事業（特定事業支援型）」に応募する際は、
以下の内容を必ずご確認ください。

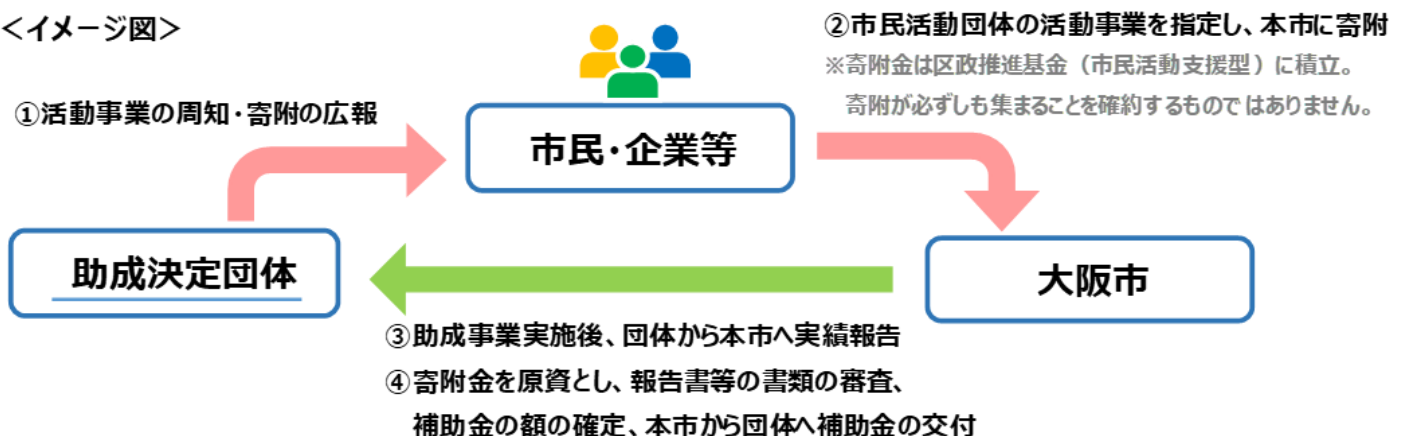
大阪市市民活動推進助成事業（特定事業支援型）は、市民、企業等の寄附者からの寄附金〔区政推進基金（市民活動支援型）〕のうち、本市が選定する市民活動団体の特定の活動事業を指定して寄附された寄附金を活用し、当該市民活動団体が行う公益性の高い事業を支援するものです。

助成決定事業については、「大阪市市民活動推進助成事業補助金交付決定通知書」に記載の「補助金の交付額」を目標額として「当該事業を指定した本市への寄附金」募集を行い、集まった寄附金額を原資として、助成決定団体へ補助金として交付します。

寄附金募集期間中は、新たな支援者の増加や目標額に達するまでの寄附金をめざし、助成決定団体において、積極的に寄附金募集に係る広報活動等の情報発信をお願いいたします。

（※）寄附が必ずしも集まることを確約するものではありません。交付額は集まった寄附金額等によって変動します。定額の交付が保証されるものではありません。

<イメージ図>



●寄附金募集期間（本市への寄附申込書の提出受付期間）

令和9年4月～12月（予定）

※寄附金募集期間の途中であっても、目標額を達成した時点で、寄附金の募集を終了します。

●本事業に関する大阪市ホームページ（本市への寄附申込のご案内ページ）

【市民活動支援に活用するための寄附を募集しています ～区政推進基金（市民活動支援型）～】

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000398756.html>

●寄附の申込方法

寄附については、大阪市ホームページに掲載する指定の寄附申込書に必要事項を記入いただき、寄附の受付期間内に市民局区政支援室地域力担当（事務局）までご提出ください。寄附申込書の住所に専用の納付書をお送りします。（納付書は到着まで1～3週間程度かかります）

専用の納付書により、本市指定の金融機関等で寄附金をお支払いください。（手数料は不要です）

※寄附申込書のダウンロード、寄附の申込方法については上記「**本市への寄附申込のご案内ページ**」をご覧ください。

※活用事業を指定して寄附する場合は、クレジットカード払いはご利用いただけません。

《寄附による税制上の優遇措置について》

- ・寄附者は、共感し支援したい事業を個別に指定して応援することができるほか、「区政推進基金（市民活動支援型）」に寄附いただくことで、個人からの寄附金については「ふるさと寄附金」となることから、市民活動団体（助成決定団体）へ直接寄附する場合と異なり、税制上の優遇措置【※】を受けることができます。

【※】いただいた寄附金のうち、**2千円（適用下限額）を超える部分について**、一定の限度まで、「現在お住まいの自治体の**住民税**（市・府民税）」及び「寄附された年の所得に対する**所得税**」が**減額**（寄附金税額控除）されます。

- ・また、法人の皆さまからの寄附金につきましても、全額を損金算入できます。
- ・詳しくは「国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/index.htm>）」をご覧ください。

●寄附金額が目標額を**超過した場合**の取扱い

- ・寄附者より寄附募集終了時点までに寄附申込書を提出いただき、ご寄附いただいた場合の**目標額を超えた分の寄附金等**については、当該事業が属する活用分野を指定して寄附された寄附金として**扱うもの**とします。

●寄附金額が目標額を**下回った場合**の取扱い

- ・寄附金募集期間において目標額を達成せず、**寄附金額が目標額を下回る場合は、当該寄附金額が助成金額の上限額となります。**
- ・寄附者の意向を尊重し、寄附金額が目標額に達しない場合でも、自己資金やその他の事業収入等により、計画した当該事業内容を実施していただきます。

●その他、寄附金募集に関するQ&A

➤ 寄附の募集と受付はいつから実施できるのでしょうか？

⇒本市より補助金交付決定通知（令和9年4月1日（予定））後に、寄附金の受入の窓口となる寄附金募集の情報を大阪市ホームページに掲載し、本市（事務局）が、各団体の助成決定事業ごとに、寄附申込書の受付を開始しますので、その後、寄附金の募集に関する情報発信を開始してください。補助金交付決定前に寄附の募集や案内等を行わないでください。

- 寄附申込書の提出から、納付書到着・支払いまで時間がかかった場合、寄附金募集終了時点までに寄附申込書が提出されており、募集終了後に、寄附者により納付書払いが行われた場合の当該寄附金の取扱いはどうなるのでしょうか？
 - ⇒寄附金募集期間内に寄附申込書が提出されており、募集期間終了後に、寄附者により納付書払いが行われた場合、当該助成事業の補助金交付の財源となる寄附金として取り扱います。ただし、その場合においても、目標額(補助上限額)を超えた寄附金額については、当該事業が属する活用分野を指定して寄附された寄附金として扱うものとします。

- 助成決定団体が市民等から寄附金を受け付けてもよいのでしょうか？
 - ⇒助成決定団体が寄附金を受け付けてください。助成決定団体が寄附者より寄附の意思を確認した場合は、寄附者より、本市(事務局)まで、寄附申込書を提出するようご案内ください。
 - 「寄附金」ではなく「寄附申込書」のみであれば、助成決定団体が預かり、事務局に送付することは可能です。その場合、寄附金を納付してもらうための納付書送付等の連絡については、寄附者へ直接送付・連絡させていただきます。
 - なお、寄附金募集期間後に、寄附者が事務局に寄附申込書を提出された場合は受付できませんのでご注意ください。

- 寄附の募集にあたり、寄附者は大阪市の返礼品を希望することができるのでしょうか？
 - ⇒本制度は特定の活動事業に共感いただいた方に寄附いただくものであり、寄附者は大阪市の返礼品を希望することはできません。
 - なお、10 万円以上の寄附をいただいた方については、市長感謝状の贈呈を希望することは可能です。

- 寄附の募集に関する情報発信については、市がどの程度実施してくれるのでしょうか？
 - ⇒本市は、寄附金募集の情報を大阪市ホームページに掲載しますが、その他の寄附金募集に係る情報発信は行いません。寄附金募集の広報については、助成決定団体が積極的に行ってください。

- 寄附金の状況については、助成決定団体とどの程度情報共有を行うのでしょうか？
 - ⇒寄附金募集期間終了後、寄附金額が確定次第、当該金額をお知らせします。その他、寄附状況を確認したい場合は、事務局までご連絡いただきましたら対応させていただく予定です。

- 助成決定団体は、寄附者の個人情報を得ることはできるのでしょうか？
 - ⇒寄附申込書に記載しておりますが、寄附者の住所・電話番号・E-mail は公表しませんが、寄附金額は、大阪市ホームページで公表させていただきます。また、寄附者の名前については、寄附者が、寄附申込書において、「名前・寄附金額を公表してもよい」「名前の公表はよいが寄附金額との併記では公表してほしくない」「名前は公表してほしくない」のいずれかを希望することができますので、当該希望に応じて、対応させていただきます。